

随意契約の公表（令和6年度下半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
地域づくり支援課	(株)日立ビルシステム	千葉県柏市柏4-8-1	市民会館吸収式冷温水機更新工事	朝霞市本町1丁目26番1号	管工事	市民会館吸収式冷温水機の更新工事	R6.12.20	R7.6.28	49,800,000	既設の設備等と密接不可分の関係にあり、知識や経験を有する同一施工者以外の者に施工させた場合、既存施設の設備等の使用に支障が生じる恐れがあるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
道路整備課	(株)第一テクノ	さいたま市桜区南元宿2-34-11	赤野毛排水機場No.2排水ポンプ制御装置修繕等工事	朝霞市大字上内間木地内	土木工事	ポンプ制御装置修繕一式	R6.11.1	R7.8.30	29,000,000	インバータが、耐用年数10年を経過しており、故障すると排水ポンプが作動しなくなるため、早期に修繕する必要がある。当該設備の建設及び保守点検をしている業者にて施工することで工期短縮できるため、㈱第一テクノを選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
みどり公園課	大野園芸興業(株)	戸田市川岸1-10-5	まぼりひがし公園整備工事に伴う土質改良等工事	朝霞市根岸台5丁目地内	造園工事	敷地造成工、植栽工、汚水排水設備工、建築施設組立設置工一式	R7.1.21	R7.3.31	13,990,000	まぼりひがし公園整備工事に付随する工事のため、同施工業者に履行させることで工期の短縮、工事の円滑かつ適切な施工が確保できるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
下水道施設課	(株)林土木関東支店	朝霞市本町1-34-5	市道2002号線人孔蓋修繕工事	朝霞市宮戸2丁目地内	土木工事	人孔蓋取替工及び高さ調整工 32箇所（汚水19箇所、雨水13箇所）	R6.12.6	R7.2.28	11,612,000	道路整備課発注の道路改良工事に伴い施工する工事であるため、道路改良工事と同一施工者に施工させることで、工事の円滑かつ適切な施工を確保できることから、道路改良工事の受注業者である（株）林土木関東支店と1者指名にて随意契約を締結した。 <地方公営企業法施行令第21条の1第3項第6号を適用>
産業振興課	鹿島建設(株)関東支店	さいたま市大宮区大門2-118	東用水施設送水管安全対策工事	朝霞市根岸台8丁目地内	管工事	廃止送水管へのエアミルク充填工事	R7.2.14	R7.3.26	4,460,000	本工事は、市からあずま南地区土地区画整理組合に依頼している東用水施設送水管撤去事業と密接に関連する工事であり、同組合から撤去工事を請け負っている業者と契約することで、工期短縮・経費節減・安全円滑な施工が確保できるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
教育総務課	三光建設(株)	川越市大字下小坂458-地4	朝霞第九小学校グラウンド整地工事	朝霞市大字台295番地（朝霞第九小学校）	建築工事	グラウンドの整地工事を行う。	R7.1.15	R7.2.20	3,961,485	実施中であった校舎増築工事の仮設部分のグラウンド復旧に伴い工事管理区域外も一括して実施することにより、全体の整地が実施され、また複数社での見積り合わせを実施するより安価に実施できると判断したため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
教育総務課	東邦警備保障(株)	朝霞市浜崎3-5-29	朝霞第六小学校他1校機械警備設置工事	朝霞市本町1-25-1（朝霞第六小学校）他1校	機械器具設置工事	増築工事に伴う機械警備設備の設置工事を行う。	R7.2.7	R7.3.21	4,116,420	既存校舎の機械警備を、当該業者が実施しており増築校舎も一括して実施してもらう必要があると判断したため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>

随意契約の公表（令和６年度下半期）

対象：予定価格２５０万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道施設課	(株)富岡組	朝霞市根岸台 ３－１４－１ ５	市道３号線人孔蓋 修繕工事	朝霞市朝志ヶ 丘１丁目他地 内	土木工事	人孔蓋取替工及び 高さ調整工　１２箇 所 (汚水６箇所、雨水 ６箇所)	R7.1.15	R7.3.21	3,900,000	道路整備課発注の舗装改修工事に伴い施工する工事であるた め、舗装改修工事と同一施工者に施工させることで、工事の円 滑かつ適切な施工を確保できることから、舗装改修工事の受注 業者である(株)富岡組と１者指名にて随意契約を締結した。 <地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第６号を適用>
教育総務課	小泉電機工業 (株)	朝霞市膝折町 １－９－２９	朝霞第九小学校４階 普通教室空調機更 新工事	朝霞市大字台 ２９５番地 (朝霞第九小 学校)	機械器具設置工事	普通教室空調機故障 による更新工事を行 う	R7.2.10	R7.3.31	3,960,000	空調機設置から３０年近く経過しており、当該部品の製造が中 止となり部品の調達は不可能との回答があり、空調機の入れ替 えが必要となった。冬季の寒さ及び、猛暑への対応のため、資 機材の手配等を考慮すると、今後の入札日程では空調を必要と する時期までに交換工事が完了しないため、４者による見積り 合わせにて業者選定を行った。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用>
学校給食課	ホワイト浚渫 工事(有)	朝霞市根岸台 ６－１０－３ ３	曝気ブロワNo.2更 新工事	朝霞市浜崎４ －１３－６３ 地内	しゅんせつ工事	浜崎学校給食センター で使用する排水処理施 設の水中ブロワ（１ 基）及び水中ブロワに 付随する付属品を交換 する工事	R6.11.20	R7.3.17	3,920,000	令和６年１０月３０日（火）の指名競争入札で応札者が ２者に満たず不調となっており、令和７年１月２８日 （火）に実施される入札では年度内でのしゅん工が困難 であったため。３者による見積もり合わせの上、当該業 者に決定した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用>
健康づくり課	林建設(株) 関東支店	朝霞市北原 １－４－２	朝霞市保健セン ター栄養指導室改 修工事	朝霞市保健セ ンター	建築工事	栄養指導室改修工事	R6.12.23	R7.3.31	3,564,000	令和７年度から「こども家庭センター」の設置に伴い、執務場 所を確保するため、保健センター２階の栄養指導室改修を行 う。令和６年度内に改修を完了するためには、１２月補正後、 早急に改修を始める必要があるため随意契約とした。また、業 者選定の理由としては、改修を行うにあたり、保健センター建 設に着手した林建設株式会社が、建物の状況等を熟知している ことから円滑に改修を行うことができると考え、同業者を選定 した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用>
健康づくり課	(株)富岡組	朝霞市根岸台 ３－１４－１ ５	污水管他改修工事	朝霞市保健セ ンター	土木工事	污水管他改修工事	R7.1.7	R7.3.28	3,320,000	下水道管の老朽化によりマンホール周辺の地盤が沈下していた ことで、管路の逆勾配及び慢性的な詰まりが生じていた。ま た、その付近のガス塔にも市道側に傾きが生じていた。人や車 両の通行も多い市道にガス塔などが倒れた場合、人命に関わっ たり、通行止め等により周辺住民にも影響を与えてしまう大き な事故になると予想されたため、早急な工事が必要であり、建 設当初に関わっている業者を選定した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用>
資源リサイクル課	五十鈴建設 (株)	朝霞市朝志ヶ 丘３－１－５ ２	120 t 炉屋根修繕	朝霞市大字浜 崎３９０－４ ５	防水工事	120 t 炉屋根の傾 斜部の防水シート修 繕	R6.10.28	R6.12.27	3,100,000	20 t 炉屋根傾斜部の防水シート剥離により熱風発生炉 室に雨漏りが発生している状態であり、高温な熱風発生 炉に水がかかると破損して運転できなくなるため、速や かに対応可能な五十鈴建設(株)を選定した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用>

随意契約の公表（令和６年度下半期）

対象：予定価格２５０万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	カナデビア (株)東京本社	東京都品川区 南大井６－２ ６－３	ダンピングボックス ス修繕	朝霞市大字浜 崎３９０－４ ５	清掃施設工事	ダンピングボックス の破損したヒンジ部 の修繕	R6. 10. 28	R7. 3. 21	2, 980, 000	ダンピングボックス自体が既製品ではなく製作物であるため、対応可能な日立造船（カナデビア（株））を選定した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用>
みどり公園課	(株)林土木 関東支店	朝霞市本町１ －３４－５	(仮称)宮戸二丁 目公園防火水槽撤 去工事	宮戸２丁目地内	造園工事	防火水槽撤去工、植 栽伐採工 一式	R6. 11. 25	R7. 1. 27	2, 940, 000	市道2002号線道路改良工事の施工業者に施工させることで工期の短縮、工事の円滑かつ適切な施工が確保できるため <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号を適用>
開発建築課	(株)富岡組	朝霞市根岸台 ３－４－１５	災害被災木造家屋 解体工事	朝霞市根岸台 ３－２－２５	解体工事	令和６年７月３１日 の大雨により全壊し た家屋の解体工事	R6. 12. 3	R7. 1. 31	2, 460, 000	居住用家屋であったことから、早急に解体を行い新居の建築を進める必要があったため、緊急の必要があると判断し、３者による見積もり合わせの上、当該業者に決定した。 <地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用>